

自然公園と再生可能エネルギーに関する基本認識

(1) 自然公園内における風景保護の考え方

- ・ 本検討の対象とする自然公園は、自然公園法第 2 条第 1 項第 1 号に示す国立公園及び国定公園とし、必要に応じて、都道府県立自然公園における事例等も参照する。(参考資料 1 (p. 1))
- ・ 国立・国定公園では、同法に基づき、優れた自然の風景地の保護と適正な利用が図られるよう、その区域内では一定の行為が制限されている。(参考資料 2 (p. 2, 3))

(2) 生物多様性保全等自然公園に求められる役割

- ・ 自然公園は、「優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図ることにより、国民の保健、休養及び教化に資するとともに、生物の多様性の確保に寄与する」ことを目的に指定されたものである。
- ・ そのため、自然公園は、その区域内に生息・生育する野生動植物やそれを支える生態系、海中の動植物やそれらの生息・生育環境を自然景観の構成要素として位置づけており、その保護・保全が求められる。
- ・ 平成 22 年の自然公園法の改正により、「生物の多様性の確保に寄与すること」が目的に追加された。(参考資料 3 (p. 4))
- ・ 「生物多様性国家戦略 2012-2020」(平成 24 年 9 月)では、自然公園は生物多様性の屋台骨に位置づけられている。(参考資料 4 (p. 5))

(3) 再生可能エネルギーに対する社会の要請

- ・ 我が国では、平成 22 年 6 月に閣議決定されたエネルギー基本計画の目標を達成するため、太陽光発電、風力発電、中小水力発電、地熱発電等の再生可能エネルギーの大規模な導入を目的とした規制・制度の改革と事業の推進が図られている。
- ・ 平成 23 年 8 月に「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成 23 年 8 月、法律第 108 号）が制定され、平成 24 年 7 月から固定価格買取制度（FIT）が開始している。平成 26 年度に設備認定を受ける 10kW 以上の太陽光発電の買取価格は 32 円/kWh で、事業開始後 20 年間はこの価格が適用される。（参考資料 5（p. 6）、6（p. 7～13））
- ・ また、平成 26 年 4 月に閣議決定された新しいエネルギー基本計画においても、再生可能エネルギーの導入を積極的に推進し、これまでのエネルギー基本計画を踏まえて示した水準をさらに上回る水準の導入を目指すとしている。なお、「これまでのエネルギー基本計画を踏まえて示した水準」として、2009（平成 21）年 8 月に総合資源エネルギー調査会需給部会が答申としてとりまとめた「長期エネルギー需給見通し（再計算）」（2020 年の発電電力量のうちの再生可能エネルギーの割合は 13.5%）及び 2010（平成 22）年 6 月に開催した総合資源エネルギー調査会総合部会・基本計画委員会合同会合資料の「2030 年のエネルギー需給の姿」（2030 年の発電電力量のうちの再生可能エネルギー等の割合は約 2 割）を参考値として示している。（参考資料 7（p. 14, 15）、8（p. 16）、9（p. 17））
- ・ 2012（平成 24）年度の電源別発電電力量構成比をみると、再生可能エネルギー（水力、地熱及び新エネルギー）の割合は 10%である。（参考資料 10（p. 18））
- ・ 資源エネルギー庁の委員会資料では、2020 年の太陽光発電の導入量は、2,800 万 kW と想定されている。（参考資料 11（p. 19））

(4) 自然環境と調和した再生可能エネルギー導入の考え方

- ・ （3）で示したとおり、我が国において、再生可能エネルギーの普及・導入を推進する必要性は極めて高く、今後も積極的に導入の検討を行っていくべきと考えられる。
- ・ しかし、自然公園は風致景観の保護や生物多様性の確保が求められる場所であることから、地種区分別の取扱いや配慮が必要な地種区分における特段の取組の整理など環境配慮のガイドラインを作成する必要があると考えられる。
- ・ なお、風力発電施設については、「国立・国定公園内における風力発電施設の審査に関する技術的ガイドライン」（平成 25 年 3 月 29 日、環境省自然環境局長通知）が、地熱発電施設に関しては、「国立・国定公園内における地熱開発の取扱いについて」（平成 24 年 3 月 27 日、環境省自然環境局長通知）が通知されている。（参考資料 12（p. 20～23））